第4章 分野別施策

条例では、美しい宮崎づくりに関する4つの大きな施策の方向を定め、それぞれに 具体的な施策を定めています。

第4章では、条例で定める4つの分野ごとに、この10年間で具体的にどのような施 策を展開するのかについてまとめています。

【分野別施策1】地域の特性を生かした景観の保全及び創出 →P.36~64

宮崎県の景観は、多種多様な地域の特性を基礎として育まれてきました。宮崎県らしい景観を将来の世代へ引き継ぐためには、この「地域の特性を生かす」という視点が重要です。

このことを踏まえ、市町村や県民、事業者と連携し、自然、農山漁村、歴史・文化など、それぞれの地域の特性を生かした景観を保全又は創出していく取組を推進します。

また、市町村の区域を越えて広がるような広域的景観が保全又は創出されるよう、 県は、市町村間の調整や市町村に対する技術的助言などの支援を行います。

【分野別施策2】景観を資源として活用するための環境づくり →P.65~85

人口減少等が進む今の時代において、将来にわたって地域を持続可能なものとするには、景観という地域固有の資源を活用し、地域の活力につなげるという視点が重要です。

このため、市町村や県民、事業者と連携し、視点場等の整備や沿道・沿線景観の磨き上げを推進します。

また、もてなしや賑わいの空間づくりの推進や積極的な情報発信等を実施します。

【分野別施策3】公共事業に係る良好な景観の形成

→P.86~89

公共事業により整備される道路、公園などの公共施設や博物館、図書館などの 公共建築物は、周辺の景観に長年にわたり大きな影響を及ぼします。

このため、公共事業を実施する際は、周辺の景観との調和を十分考慮し、住民の 地域に対する愛着と誇りを尊重するとともに、地域固有の景観を生かした魅力的な 地域づくりに資することを目指します。

【分野別施策4】美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成 →P.90~104

美しい宮崎づくりは、子どもから高齢者までどの世代の方でも、あるいは、行政や民間企業、ボランティア団体など多様な主体が、それぞれ日々の暮らしや事業活動等を通じて取り組むことができるものです。

一人ひとり、あるいは一団体ごとの取組は小さなものでも、それがたくさん 集まれば、大きな力となり、地域の財産となる美しい景観を創り出すことにつ ながります。

このため、美しい宮崎づくりを推進する担い手を育成し、県民総参加による地域 固有の景観を生かした魅力ある地域づくりを推進します。

地域の特性を生かした景観の保全及び創出

(1) 自然景観の保全及び創出

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(自然景観の保全及び創出)

第10条 県は、豊かな自然により生み出される景観が将来にわたって保全さ れ、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、森林の保全又は整 備、河川及び海岸等の水辺環境の保全又は整備、希少な野生動植物の生息 又は生育環境の保護その他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

宮崎県では、九州山地や霧島連山などの雄大な山々、そこを源とする大小の 河川、黒潮が流れる日向灘の海岸線など、変化に富んだ地形を目にすることが できます。

また、温暖で、日照、降水量ともに豊富な気候は、照葉樹林や亜熱帯性植物 群落、海岸マツ林など豊かな植生を育み、多種多様な野生動植物の生息・生育 環境を作り出しています。

これらの自然景観は、国立公園や国定公園、県立自然公園に指定され、その 美しい景観が保全されてきました。また、近年は、平成22年に霧島地域が日本 ジオパークに認定されたのをはじめ、平成24年に綾地域が、平成29年に祖母・ 傾・大崩地域が、それぞれユネスコエコパークに登録されるなど、自然景観を 地域活性化に生かす取組が活発になっています。



▲祖母山(高千穂町)



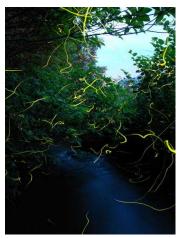
▲「鮎やな」の架かる大瀬川(延岡市)



▲クルソン峡(えびの市)



▲川南湿原 (川南町)



▲出の山公園のホタル (小林市)



▲日南海岸 堀切峠 (宮崎市)



▲日豊海岸 須美江海水浴場(延岡市)



▲日豊海岸 馬が背(日向市)

一方で、維持管理の行き届かない森林が保水力等の多面的機能の低下により 自然災害の一因となっているほか、生息・生育環境の悪化等により希少な野生 動植物の絶滅が危惧されるなど、美しい自然景観を脅かす様々な問題がありま す。

施策の方向

- ・希少な自然環境や野生動植物の保護
- ・外来生物等による生態系への影響の抑制
- ・多様な担い手による森林づくりの推進
- ・多面的機能を発揮できる森林づくりの推進
- ・巨樹・古木等の保全
- ・海岸松林の病虫害対策の推進
- ・河川や海岸における自然環境に配慮した施設整備

び

創

【オオフサモ】

□原産地 南アメリカ

- □特徴等 ・根が完全に水面下にあり、茎や葉が 水中から水面上に伸びる多年草で、水 面からの高さは20~30cm。
 - 耐寒性があり、冬にも枯れずに成長し 続ける。湖沼、河川、池、水路などに生
 - 開花期は6月。
 - ・在来種への影響が懸念される。



在来種の生息・生育環境を悪化させる特定外来種の例 出典:宮崎県ホームページ「みやざきの外来生物」

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shizen/kurashi/shizen/index-02.html

【施策 1 -①】自然環境や野生動植物の保護等

自然公園等において、本県の美しい景観の素地となる希少な自然環境を保 護します。

また、平成27年3月に策定した「みやざき自然との共生プラン〜生物多様 性みやざき戦略」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に資する取 組を進めます。

自然公園等における自然環境の保護等

- 本県、ひいては我が国を代表する優れた風景地である自然公園につ いて、国等と連携し、希少な自然環境等の保護に努めます。
- 自然環境保全地域や緑地環境保全地域に宮崎県自然保護指導員を配 置し、保全施設の整備状況や規制の遵守状況の監視、立入者等に対す る必要な助言指導等を行うことにより、自然環境の保全に努めます。
- 市町村に対し、景観計画の策定を支援するとともに、景観計画に基 づく規制・誘導(自然公園法による許可への上乗せ基準の設定)につ いての技術的助言を行うことにより、自然景観の保全を推進します。

イ 希少な野生動植物の生息・生育環境の保護等

希少な野生動植物の生息・生育状況の調査や重要生息地等の指定、 希少野生動植物の県民への普及啓発等により、生息・生育環境を保護 又は保全します。



▲家田の自然を守る会による家田湿原 での環境保全活動 (延岡市)

県の役割

- ・国立公園、国定公園、県立自然公園等での工作物設置に関する規制 ・国定公園、県立自然公園等における利用環境の保全 ・自然環境保全地域や緑地環境保全地域における自然保護指導員の配置 ・国、県、市町村、事業者、県民等との連携・協働による生物多様性の保全 と持続的な利用に資する取組の推進 ・県民の日常生活や事業活動等が生物多様性と深く関わることを認
- 識するための取組の推進

市町村の役割

- ・自然公園等を生かした地域づくりの推進
- 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域内の利用環境の維持・管理
- ・景観計画の策定(平成32年度まで)及び景観計画に基づく規制・誘導(自然公園法による許可への上乗せ基準の設定)の検討・地域の自然環境、生態系などの調査の実施並びに保護及び回復に関する施
- 策の実施

県民の役割

- ・自然公園などにある施設の適切な利用
- ・生物多様性の保全と持続的な利用の重要性を理解し、生物多様性が日常の生活に関わっていることを認識する ・自然環境保全活動や生物多様性の保全に資する活動等への参加

事業者の役割

- ・事業活動において自然公園区域の確認、必要な申請・届出を行う ・開発行為における自然環境への影響調査や代替案の比較など、地域住民の 理解を得た事業活動の実施 ・事業活動が生物多様性の保全と持続的な利用によって成り立っていること
- を認識する
- ・社会貢献として、生物多様性の保全に資する活動へ参加し、また活動を行 っている個人・団体などとの連携・協働、支援を行う

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
重要生息域の指定	10箇所	14箇所	*

※平成29年度中に設定予定

【施策1-②】ユネスコエコパーク等のブランドを生かした自然環境の保護等

綾地域や祖母・傾・大崩地域が登録されているユネスコエコパーク、霧島 地域が認定されている日本ジオパークなど、認知度の高い地域資源ブランド を活用し、地域活性化に取り組みます。

ア ユネスコエコパーク等のブランドを生かした自然環境の保護等

- ・ 世界ブランドを生かした観光誘客等を通じて地域経済の活性化を図ります。
- ・ 関係市町等と連携した普及啓発活動や県内外への情報発信を行い、 貴重な自然環境等の保護・保全や次世代への継承を図ります。
- ・ 霧島ジオパークにおいては、関係自治体等と連携し、ジオツアーの 実施やガイド体制の充実を進め、ユネスコ世界ジオパークへの認定を 目指します。

県の役割

・ユネスコエコパーク等の地域資源ブランドの制度(理念)の普及啓発や地域の魅力の情報発信

市町村の役割

ユネスコエコパークやジオパーク等を生かした地域づくりの推進

県民の役割

・自然と共生した暮らしや伝統文化等の次世代への継承

事業者の役割

・県民等の活動への支援・協力

【施策1-③】多様で豊かな森林づくりの推進

県民や事業者等との連携により、水源のかん養や国土の保全などの多面的機能を発揮する、多様で豊かな森林づくりを推進します。

また、県民共有の財産である巨樹・古木の保全等を推進します。

ア 県民や事業者の参加による森林づくりの推進

- ・ 県民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティア団体等の 活動に必要な苗木の提供等の支援を行います。
- ・ 森林づくり活動に協力していただける事業者や森林所有者等の連携 した森林づくり活動をサポートし、企業の森づくりを推進します。



▲どんぐり1000年の森をつくる会による植樹活動(都城市)

イ 針葉樹と広葉樹の混交林等への誘導

・ 針葉樹と広葉樹の混交林"² や複層林"への誘導を目的とした間伐などにより、樹冠の発達や下層植生を誘導し、浸透能力、保水力の高い森林土壌を形成し、水源かん養機能が高く景観の保全に資する災害に強い森林づくりを推進します。

ウ 巨樹・古木等の保全

・ 県民共有の財産である巨樹古木や県木フェニックスを気象害や病害 虫や害菌から守り、健全な姿で引き継いでいくため市町村等が行う保 全活動を支援します。



▲内海のアコウ (宮崎市)

^{*2} 針葉樹と広葉樹の混交林:針葉樹を一斉に植栽した人工林において帯状、群状等に伐採を行い、その跡地に広葉樹を天然更新(植林等の人為によらずに森林の造成を行うこと。自然に落ちた種子の発芽や樹木の根株からの萌芽等による方法がある。)等により生育させた、針葉樹と広葉樹が交じり合った森林。針広混交林。

^{*3} 複層林:針葉樹を一斉に植栽した人工林において帯状、群状等に伐採を行い、その跡地に植栽等を行った、複数の樹冠層を有する森林。

エ 海岸マツ林の保全

- ・ 海岸県有マツ林内の巡視、清掃、歩道や自転車道沿線の草刈り、歩 道等沿道の支障木・危険木の除去、松くい虫*4の防除、マツケムシ*5の 駆除等適切な維持管理を行うことにより、貴重な海岸県有マツ林を保 全します。
- 海岸林への松くい虫の感染源となる海岸周辺民家等の被害木駆除や ラジコンヘリを用いた薬剤散布等、よりきめの細かい松くい虫の防除 対策を推進します。

県の役割

- 森林づくりに関する基本的、総合的な施策の策定
- 県民等との協働並びに国及び市町村との緊密な連携による森林づくりに関 する施策の推進
- ・針葉樹と広葉樹の混交林等への誘導を目的とした間伐、広葉樹の植栽等の 推進
- ・市町村が実施する巨樹古木や県木フェニックスを病虫害等から守る取組の 支援
- ・松くい虫被害の予防・拡大防止に向けた薬剤散布や伐倒駆除 ・海岸マツ林への感染源となる海岸周辺民家等の被害木の伐倒駆除 ・より効果的な松くい虫対策に向けた研修会等の実施 ・松くい虫被害を受けた海岸林への抵抗性マツ等の植栽 ・マツケムシ被害の拡大防止に向けた薬剤散布による駆除

市町村の役割

- 森林ボランティア等多様な主体が行う森林づくりの支援
- ・松くい虫被害対策の実施
- ・治療の必要な巨樹古木等の早期発見及び早期治療の実施

県民の役割

- ・森林づくりに関する活動への積極的な参加 ・森林の公益的機能に対する理解を深める ・治療等が必要な巨樹古木等を発見した場合は、市町村の林務担当窓口に連
- ・巨樹・古木等の保全活動への協力 ・海岸マツ林で松枯れを発見した場合は、市町や国、県等マツ林の管理者に 連絡する居住する市町村の景観計画を調べる

- ・森林組合を中心にした間伐、広葉樹の植栽等の実施 ・百樹・古木等の保全活動への協力 ・海岸マツ林で松枯れを発見した場合は、市町や国、県等マツ林の管理者に 連絡する

^{*4} 松くい虫:北米原産の体長約1mmのマツノザイセンチュウ(病原)をマツノマダラカミキリが媒介す る松の感染症で、北海道を除く46都府県全てで確認されている。松くい虫被害は正式にはマツ材線虫 病という。

^{*5} マツケムシ:マツカレハという蛾の幼虫でマツの葉を食う大害虫。体長7cmに達する毛虫で、体は 淡黄褐色。刺毛に毒があり全国に生息している。

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
森林ボランティア延べ参加人数	28,602人	33,000人	35,000人
針広混交林造成面積	179ha	200ha	200ha

【施策1-④】河川や海岸などの水辺環境の保全と整備

河川や海岸などの水辺環境を魅力あるものとするため、自然公園内等に存在する豊かな水辺環境を保全するとともに、河川の自然の営みと治水対策の調和を図る多自然川づくりの推進や、自然環境等に配慮した河川・海岸施設の整備を行います。

また、県民等のボランティア等との協働により、河川や海岸の美化に取り 組みます。

ア 自然公園等における自然環境の保護等(再掲)

- 本県、ひいては我が国を代表する優れた風景地である自然公園について、国等と連携し、希少な自然環境等の保護に努めます。
- ・ 自然環境保全地域や緑地環境保全地域に宮崎県自然保護指導員を配置し、保全施設の整備状況や規制の遵守状況の監視、立入者等に対する必要な助言指導等を行うことにより、自然環境の保全に努めます。

イ 自然環境に配慮した河川・海岸の整備

- ・ 河川が有している自然の復元力を活用し、河川の自然の営みと治水 対策の調和を図る多自然川づくりを推進するとともに、河川が多様な 生物の生息・生育・繁殖の場であることに配慮した河川整備を行います。
- ・ 子どもたちが川や海にふれあうことができる水辺環境の保全・創出 に努めます。
- ・ 津波、高潮対策などの海岸施設整備については、優れた海岸景観の 保全に努め、自然環境や海岸利用者に配慮しながら整備を行います。



▲多自然川づくりの事例 北川(延岡市) 人工的にワンド(入り江・写真中央)を造成し、 水生生物が棲みやすい環境を確保している。

ウ 県民等との協働による河川・海岸等の美化

- 魅力ある川づくり・海づくりを推進するため、「川や海の応援団」 制度等により、県民等による美化活動の支援を行います。
- 海岸景観を損ねる台風などの自然災害による流木や海から流れ着い たごみなどの海岸漂着物の処理については、市町村やボランティアな どと協力しながら取り組みます。
- 河川パートナーシップ事業等により、自治会等が草刈り作業に併せ て実施する特定外来種「オオキンケイギク」、「オオフサモ」等の駆除 の取組を支援すること等により、県民等との協働による美しい川づく りを推進します。



▲ボランティアによるビーチクリーン活動(串間市)

県の役割

- ・多自然川づくりを推進 ・自然環境や海岸利用者に配慮した海岸施設を整備 ・河川や海岸で県民等が行う美化活動を支援 ・宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画に基づく海岸漂着物の処理

市町村の役割

- 河川が多様な生物の生息・生育・繁殖の場であることに配慮した河川整備 や環境等と調和のとれた災害復旧 海岸管理者等による海岸漂着物処理への協力

県民の役割

・河川や海岸での美化活動への積極的な参加

事業者の役割

・河川や海岸での美化活動への積極的な参加

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
河川パートナーシップ事業参加 団体数	647	670	670

(2) 農山漁村景観の保全及び創出

【美しい宮崎づくり推進条例(抜粋)】

(農山漁村景観の保全及び創出)

- 第11条 県は、農林水産業その他の地域に根ざした生業及び人々の生活により培われる農山漁村景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、里山及び里海の保全、耕作放棄地の再生利用、森林資源の循環利用その他の必要な施策を推進するものとする。
- 2 県は、農林水産業の持続的な営みが農山漁村景観の保全及び創出に大きな役割を担うものであることに鑑み、市町村及び県民等と連携し、県内で生産された農林水産物の積極的な消費が促進されるよう必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

農林水産業が盛んな宮崎県では、各地で個性豊かな農山漁村が形成されてきました。豊かな自然と共生する人々の暮らしは、自然の美しさと相まって、その地域ならではの美しい景観を創り出しています。

例えば、傾斜地に切り開かれた日南市酒谷や椎葉村下松尾地区など県内各地に見られる棚田や、針葉樹と広葉樹が織りなす諸塚村のモザイク林相などは、本県を特徴付ける景観です。また、冷たく乾燥した鰐塚おろしを利用する宮崎市田野町の「大根やぐら」が林立する光景は、本県の冬の風物詩となっています。さらに、多くの漁船で賑わう延岡市北浦町や日南市南郷町などの漁港の風景は、海の幸豊かな本県を象徴する景観です。



▲下松尾地区「仙人の棚田」(椎葉村)



▲田野町の「大根やぐら」(宮崎市)

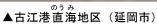


▲「夕日の里」の茶畑(五ヶ瀬町)



▲籾木池のあじさい (国富町)







▲きゃべつ畑のヒマワリ(高鍋町)

一方で、少子高齢化や都市部への人口流出による人口減少など、農山漁村を 取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、これまで農山漁村景観の維持に 特に重要な役割を果たしてきた集落機能が低下していくことが懸念されます。

また、農林水産業の担い手が不足することにより、農地では特に耕作条件が不利な農地において耕作放棄地の拡大が懸念されるほか、山林では伐採跡地における再造林が課題となり、漁村では漁業者が自主的に行ってきた漁場環境保全活動の継続が困難になりつつあります。

施策の方向

- ・ 集落機能の維持
- ・耕作放棄地の拡大防止
- ・伐採地における再造林の推進
- 漁場環境保全活動の継続



▲耕作放棄地

【施策1−⑤】里山・里海の保全と耕作放棄地の再生利用

地域の人材を生かした多様な主体の参画による共同活動を促進し、草刈り等 を主体とした農地等の保全管理を進め、里山等の農村景観の保全を推進すると ともに、再生困難な耕作放棄地については、農地以外での利用も考慮します。 また、豊かな生態系を育み、水産資源の維持・増大に大きな役割を果たして いる藻場や干潟の保全活動を促進し、里海等の漁村景観の保全を推進します。

ア 多面的機能の維持・促進

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・促進のため、共同活動による 農地等の保全管理を推進します。
- ・ 里山の景観保全につながる優良な事例を発信し、保全活動の質的向上 を図ります。

イ 藻場・干潟の保全活動の促進

市町村と連携し、漁業者の自主的な藻場・干潟の保全活動を支援する とともに、県民の参画を促し、豊かな漁場や水産業の営みによる漁村景 観の保全を推進します。

ウ 集落機能の維持・活性化

・ 住民主体の元気な集落づくりの推進や、外部人材との交流・連携、集 落間の連携・ネットワーク化の促進等により、集落の維持・活性化を図 るとともに、美しい景観などの地域資源を守ります。

エ 景観法に基づく規制・誘導

市町村に対し、景観計画の策定や、特に景観と調和のとれた営農条件 の確保を図るべき地域における景観農業振興地域整備計画の策定を支援 するとともに、それらに基づく規制や誘導について助言を行うことによ り、農村景観の保全を推進します。

県の役割

- 多面的機能支払制度等を活用した支援により、地域の共同活動による農地 等の保全管理を推進藻場や干潟の衰退要因の的確な把握、漁業者の自主的な漁場保全活動への
- 支援
- ・住民自らの手による自主的、意欲的な取組についての支援、外部地域との 交流や、地域を担う人材の育成・誘致等の推進
- ・市町村の景観計画策定等への支援

市町村の役割

- ・地域が共同して資源の保全管理を行う活動の推進 ・漁場環境保全活動組織との活動に関する協定締結と活動組織への指導、助
- ・地域の実態に応じた独自の移住支援や担い手確保・育成に対する支援
- ・地域住民の主体的かつ意欲的な取組や地域づくり団体への支援・景観計画の策定(平成32年度まで)・景観農業振興整備計画の策定検討

県民の役割

- ・農家と地域住民が一体となった農地や水路など地域資源の保全 ・市町との協定に基づく漁場環境保全活動の実施 ・里山等が有する公益的・多面的機能や農山漁村と都市部との共生・互恵関 係についての理解の深化

事業者の役割

- ・市町との協定に基づく漁場環境保全活動の実施 ・農山漁村の資源の掘り起こしと事業化に向けた取組の促進 ・企業活動としての積極的な農山漁村との交流

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
多面的機能支払制度の取組面積	23, 929ha	35, 500ha	35, 500ha
漁場環境保全活動組織数	11	12	13

【施策 1 -⑥】森林資源の循環利用の推進

増加する伐採跡地の適切な再造林に対応し、山村の緑豊かな景観を保全・ 創出するため、「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型林業を確 立します。

資源循環型林業の確立

増加する伐採跡地の適切な再造林に対応するため、優良苗木の生産 拡大を図るとともに、林業労働力の確保、省力化・低コスト造林を推 進し、資源循環型林業を確立します。

県の役割

・循環型林業に向けた推進体制の構築による再造林の推進

市町村の役割

・県と連携した再造林の推進

県民の役割

・森林の公益的機能に対する理解を深める

- ・森林組合を中心にした再造林の実行
- ・優良苗木の生産拡大・林業労働力の確保

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
再造林面積	2, 023ha	2, 200ha	2, 800ha

【施策1-⑦】県内産農林水産物の消費促進による景観の保全・創出

農山漁村の主要産業は農林水産業です。農林水産業が持続的に営まれるこ とは、農山漁村の景観が守られ、育まれることにつながります。

このことから、県や市町村はもちろんのこと、県民や事業者が普段の生活 や事業活動を通して地域内の魅力的な農林水産物の情報発信や消費を促進す ることにより、農山漁村景観を保全・創出する取組を推進します。

ア 地産地消の拡大

・ 直売所アドバイザーをはじめとした食の専門家による宮崎の食の魅 力づくりを通じて、県民や県内の飲食店等が普段の食事や提供メニュ 一の中に県内産農林水産物を取り入れるための取組を推進します。

県民等による「木づかい」気運の醸成

・ 木材の良さや利用することの意義について理解と認識を深め、「知 ろう」、「使おう」、「広げよう」を基本理念に普及・啓発を行い、県民 等による「木づかい」気運の醸成を推進します。

県の役割

- ・食の専門家等と連携した地域の魅力的な食文化や食材の情報発信
- 農林水産物直売所を拠点とした生産者と消費者の結びつき強化のための取 組支援
- ・木づかい・木育活動の普及啓発及び支援

市町村の役割

- ・郷土料理の継承や地域の魅力的な食材の情報発信と地域内流通の支援
- ・地域材の積極的な利用による公共建築物等の木造化・木質化

県民の役割

- 郷土料理の継承など食育活動への積極的な参加と地域の魅力的な食材の積 極的な消費
- 県産材の地産地消に取り組む木づかい運動や木育活動への積極的な参加

- ・地域の魅力的な食材の情報発信と積極的な活用 ・多くの方が利用する施設等における積極的な木造化・木質化

【施策1-⑧】世界農業遺産ブランドを生かした景観の保全・創出

高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定を契機に、伝統的かつ特徴的な 棚田や焼畑などの山間地農林業とそれらが育んできた神楽などの伝統的文化 の保全・継承を図り、地域活性化に生かし、地域の自立的発展につなげてい くため、世界農業遺産保全・活用計画(アクションプラン)に基づき、関係 機関と連携した取組を進めていきます。

ア 世界農業遺産認定による地域活性化

- 棚田や焼畑農業など伝統的な農業の保全と振興を図ります。
- 農家民泊・体験活動などを通じた都市との交流を促進し、世界農業 遺産「高千穂郷・椎葉山地域」の知名度向上を図ります。
- 世界ブランドを生かした農林水産物のブランド化、観光誘客等を通 じて地域経済の活性化を図ります。

県の役割

- ・アクションプランの推進及び全体の進捗管理 ・県内外、海外に向けた情報発信 ・特産品認証制度の策定によるブランド力の向上

市町村の役割

- ・アクションプランの推進
- ・地域住民への普及啓発活動の実施 ・都市部におけるPR活動の実施

県民の役割

- 伝統的な農林業や文化を学び、世界農業遺産「高千穂郷・椎葉山地域」に ついての理解を深める
- ・NPOや企業、行政が主催する森林保全管理等の活動への積極的な参加

- ・アクションプランに基づいた事業活動の実施・世界農業遺産ブランドを活用した商品販売、商品開発の推進

(3) 歴史的景観及び文化的景観の保全及び創出

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(歴史的景観及び文化的景観の保全及び創出)

- 第12条 県は、歴史的な趣のある景観が将来にわたって保全され、又は創出 されるよう、市町村及び県民等と連携し、歴史的建造物の保存又は修復そ の他の必要な施策を推進するものとする。
- 2 県は、民俗芸能、祭事、風習その他の伝統文化(以下「伝統文化」という。)により培われる景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、伝統文化の継承その他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

宮崎県には、神話や伝承ゆかりの地、歴史ある神社建築や史跡などが数多く 残されるとともに、P.16で紹介した重要伝統的建造物群保存地区をはじめ、各 地に城下町や港町など、それぞれの土地の歴史や文化が創り上げたまちなみや 集落が残されています。

また、自然に寄り添った営みの中で先人たちが伝えてきた祭りや神楽等の民俗芸能は、地域ならではの文化的景観の源です。



▲都萬神社(西都市)



▲榎原神社(日南市)



▲持田古墳群(高鍋町)



▲港町油津の堀川運河(日南市)



▲萬福寺の庭園「楽山園」(国富町)



▲高千穂の夜神楽(高千穂町)



▲百済王伝説を今に伝える師走祭り(美郷町)



▲尾末神社大祭「だんじり祭」(門川町)



▲早馬まつり(三股町)

一方で、県内には、各種の開発により消滅するおそれのある、あるいは、存在自体が気づかれずに埋もれたままの有形文化財(建造物)が多数存在します。また、人口減少や少子高齢化により祭りや神楽の保存・継承が危ぶまれている地区もあります。

施策の方向

- ・有形文化財(建造物)の保全・掘り起こし
- ・古民家の有効活用
- ・伝統文化の担い手の確保

【施策1-⑨】歴史的なまちなみや古代の風景の保全

歴史的建造物による歴史的風致を保全するため、有形文化財建造物の指定 ・登録、歴史的建造物周辺の建造物の修景等を推進します。

また、現在保全されている古墳群等の景観がさらに守られるよう、県民に 対して古墳の価値などの情報を発信します。

ア 有形文化財(建造物)及び史跡の保全

- ・ 市町村との協働により、有形文化財(建造物)の調査と指定・登録 を推進します。
- 史跡(古墳等)の基礎調査を実施するとともに、データベースを構 築します。(平成31年度まで)
- データベースの情報を開発事業者に対する注意喚起や災害発生時の 早期点検・復旧に活用するなど、保護・継承を推進します。
- 史跡の保存管理に向けた指針を定め、保存活用計画の策定を促進し ます。

イ 歴史的なまちなみの保全及び創出

- 歴史的建造物の保存や、その周辺にある建造物の修景を推進します。
- 市町村による文化財を核とした地域の歴史や文化を生かしたまちづ くりを促進します。

県の役割

- 有形文化財(建造物)の調査及び文化財指定・登録の推進
- ・史跡(古墳)に関し、基礎調査の実施及びデータベースを構築(平成31年 度まで)
- ースの活用等による保護・継承を推進
- ・歴史的建造物の景観重要建造物への指定について、市町村に対し、技術的
- 助言等を行う ・ヘリテージマネージャー*⁶ 等との連携による歴史的建造物の保全・活用へ の誘導

市町村の役割

- ・有形文化財(建造物)の調査の実施及び文化財指定・登録の推進・史跡(古墳)の「保存活用計画」の策定及び保護活動の推進

- ・ 実跡(白頃)の「休仔伯州町四」の飛程及び下曜日野の「歴史 ・歴史的建造物の景観重要建造物への指定 ・歴史等を生かしたまちづくりの実施 ・県民からの歴史的建造物の情報の受入れと積極的な活用 ・ へリテージマネージャー等との連携による歴史的建造物の保全・活用への

県民の役割

- ・地元に残されている文化財(建造物)を調べる ・史跡(古墳)の訪問や、普及講座等への積極的な参加 ・史跡(古墳)の草刈りなどの保護活動への参加

^{*6} ヘリテージマネージャー:地域固有の文化的な価値のある、身近な歴史的建造物を発見し、その保 存・活用について協力と助言を行う能力を有する人材。

- ・歴史的建造物周辺での建築については、歴史的な風致を壊さないように留意 ・住宅等の建築やリノベーションを実施する際に歴史的なまちなみとの調和 を図る
- ・身近に見出した価値ある歴史的建造物の県・市町村への情報提供

事業者の役割

- 土地開発に当たっては、周囲に存在する歴史的建造物や史跡(古墳)の価値を損なわないように留意 歴史的なまちなみとの調和を図った店舗等の建築やリノベーション、看板
- の掲出

【施策1−⑩】伝統文化の保存と継承

県内で伝承されている民俗文化財指定の神楽等について、調査や映像によ る記録、情報発信を行い、保存と継承を推進します。

民俗芸能の後継者育成などの保存・継承施策の充実を図ります。

ア 神楽その他の民俗芸能の保存と継承の推進

- ・ 神楽についての調査研究や映像による記録など、ユネスコ無形文化 遺産の登録を目指した取組を推進します。
- 神楽その他の民俗芸能保存団体への補助や民俗芸能を披露する場の 提供などを行います。
- 地域の暮らしと密接に関わり合いながら受け継がれてきた神話伝承 や神楽等の伝統文化を積極的に発信します。

県の役割

- ・神楽をはじめとする民俗芸能の調査の実施 ・子どもに伝える民俗芸能体験事業の実施 ・文化財伝承活動への支援

市町村の役割

- 文化財愛護少年団等の民俗芸能活動への支援
- ・民俗芸能大会等の実施

県民の役割

- ・地元に伝わる民俗芸能を調べる ・民俗芸能大会等への参加

事業者の役割

・地元に伝わる民俗芸能を支援する取組の実施

(4) 潤いと安らぎのあるまちなみ景観の保全及び創出

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(潤いと安らぎのあるまちなみ景観の保全及び創出)

第13条 県は、潤いと安らぎのあるまちなみ景観が将来にわたって保全され、 又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、緑化の推進、水辺環境 の保全、建築物及び工作物の修景その他の必要な施策を推進するものとす る。

現状と課題

宮崎県では、沿岸部に発達した平野や内陸部の盆地を中心に都市が形成されています。また、農山漁村地域においても、各地に小さな拠点機能の集積が見られます。

これらの「まち」は、多くの県民が日常生活を送る場であり、潤いと安らぎのある心豊かな暮らしのため、これまでも良好な景観づくりが進められてきました。

例えば、本県の平成25 (2013) 年度末における人口一人当たりの都市公園等面積は約21.6㎡であり、これは全国一人当たり都市公園等面積約10.1㎡を大幅に上回っています。

また、まちなかを流れる河川等の水辺は、生活に潤いを与える貴重な資源となっています。





▲港を望む細島のまちなみ (日向市)



▲木城のまちなみ (木城町)



▲霧島連山と小林のまちなみ (小林市)



▲個人宅のオープンガーデン(宮崎市)



▲宮崎県総合文化公園 (宮崎市)



▲大淀川河川敷のせせらぎ水路(宮崎市)

一方で、近年、都市部等における緑は、景観形成はもとより、地球温暖化対策や生物多様性の確保、地震等の災害時における防災・減災対策など様々な面から、その重要性が注目されています。

また、河川等の水辺についても、戦後復興期から高度経済政長期にかけての河川改修等により、水辺と人々の暮らしとの関係が希薄になったとの反省から、水辺を積極的に暮らしの中に取り戻そうとする考え方が広がりつつあります。

さらに、一部では、周囲の景観と調和しない色彩の強い建築物や屋外広告物が見受けられ、それぞれの地域性を考慮した統一的なルールによるまちづくりの推進が課題となっています。

施策の方向

- ・都市部等における緑の保全、緑化の推進
- ・河川等の水辺にふれあう機会の創出
- ・周囲の景観と調和しない建築物や屋外広告物の規制

【施策1-①】花や緑あふれるまちなみの創出

温暖で日照時間が長いなど、花や緑の育成に適した本県の強みを生かし、 県民や事業者等との連携により生活の場である「まち」での緑化等を進め、 花と緑にあふれ、潤いと安らぎを身近に感じるまちなみを創出します。

ア 緑の保全・緑化の推進

- ・ 市町村と連携した緑化に係る普及啓発活動、都市緑化に功績のあったボランティアの表彰等により、多くの県民や事業者が、身の回りから花や緑のあふれるまちづくりに参加するための気運を醸成します。
- ・ 道路等に面した民有地において、生け垣の設置や緑のあるオープンスペースの創出を促進します。
- ・ 県民等が身近な公園で花や緑の植栽などに参加できる仕組みづくり を行い、県民等が愛着と誇りを持てる公園づくりを推進します。
- ・ 都市公園においては、公園樹木等の適切な維持管理や緑視率*⁷を考慮した効果的な植栽等により、都市部における緑豊かで県外の方にも 誇れる魅力ある公園づくりを推進します。
- ・ 街路樹においては、地域の特性に応じた樹種の選定を行うとともに、 樹形等に配慮した剪定や、高木化・老木化した街路樹の植替えなど、 効率的で効果的な維持管理を行います。
- ・ 景観まちづくりアドバイザー制度の活用により、造園等の専門家と 連携し、公共空間における植栽デザインの質的向上を推進します。



▲ボランティアによる「こどものくに (バラ園)」の維持管理(宮崎市)



▲県庁前楠並木通り(宮崎市)



▲県民参加による公園づくり

^{*7} 緑視率:立面的な視野内における緑の量。

県の役割

- 緑化に係る普及啓発活動の推進
- ・都市緑化に係る功労者の表彰制度の推進

- ・景観に配慮した公園樹木や植栽の適正な維持管理の推進 ・緑豊かな景観を生み出す公園緑地の創出 ・周辺の景観や樹木の特性に配慮した街路樹の適正な維持管理の推進 ・周辺の環境に配慮した街路樹の植替え等の見直しの推進

市町村の役割

- ・緑化に係る普及啓発活動の推進 ・景観に配慮した公園樹木や植栽の適正な維持管理の推進 ・緑豊かな景観を生み出す公園緑地の創出

県民の役割

- ・自宅で花や緑を育てる ・ブロック塀を生け垣に変更する
- ・緑化ボランティア活動への積極的な参加

事業者の役割

- ・事業所等の敷地内での緑化の推進 ・緑のあるオープンスペースの創出 ・緑化ボランティア活動への積極的な参加

【施策1-⑫】魅力ある水辺空間づくり

地域の人々の河川での活動を活発にし、地域の活性化につなげるともに、 官民協働により美しい河川づくり等を推進します。

水と親しむ環境づくり

- ・ 河川が有する景観・歴史・文化等の価値を資源としてまちづくりに 生かす「かわまちづくり」等の取組により、憩いの場や学びの場とし て水と親しむことのできる環境づくりを推進します。
- 公園内の池や水路等について、景観に配慮しつつ、安全確保その他 の適切な維持管理・整備を行い、県民等が安心して水と親しむことの できる空間の提供を推進します。

県民等との協働による美しい川づくり

・ 河川パートナーシップ事業等により、自治会等が実施する一定規模 以上の堤防の草刈りへの支援や草刈作業に併せた特定外来種「オオキ ンケイギク」、「オオフサモ」等の駆除を行うとともに、堤防等の一部 の区間における継続的な草刈り・美化活動を民間企業にお願いする「河 川アダプト制度」の拡大を図ることにより、県民や民間企業との協働 による美しい川づくりを推進します。



▲県民による堤防の草刈り作業(都城市)

県の役割

- ・地域と連携したかわまちづくりの推進
- ・親水性に配慮した公園内の水辺の適切な維持管理の推進・地域住民や事業者が行う堤防草刈りなどの美化活動を支援

市町村の役割

・親水性に配慮した公園内の水辺の適切な維持管理の推進

県民の役割

- ・河川・海岸や公園内の水辺とふれあう
- ・河川・海岸や公園内の水辺の美化活動への積極的な参加

事業者の役割

- ・河川・海岸や公園内の水辺の美化活動への積極的な参加
- ・河川アダプト制度への応募

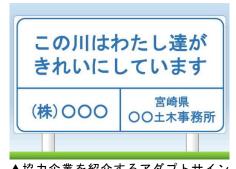
主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
河川パートナーシップ事業参加 団体数(再掲)	647	670	670

【コラム】アダプト制度

アダプト (Adopt) 制度とは、地域 住民や民間企業等が河川や道路の清 掃、除草、花壇整備等を行い、河川 や道路の管理者(国や県等)がその 支援を行う、県民・事業者と行政と の協働プロジェクトです。

本県では、平成29年度から、民間 企業に堤防等の草刈りや美化活動を お願いする「河川アダプト制度」を 導入したところです。



▲協力企業を紹介するアダプトサイン のイメージ

【施策 1-13】まちなみ景観の質的向上

地域主導による、地域の自然や歴史・文化などの特性を生かした個性あふれるまちづくりを進め、まちなみ景観の質的向上を推進します。

ア 景観法に基づく規制誘導等

- ・ 地域の特性を生かした景観を保全・創出するため、市町村による景 観計画の策定や景観計画に基づく規制・誘導等の取組を支援します。
- ・ 市町村による景観整備機構^{*®} の指定を促進するなど、市町村と専門 的な知識や技術を有する民間団体との協働による景観まちづくりを促 進します。
- ・ 地域の特性を生かしたまちなみ景観を保全・創出するため、セミナーや講演会の開催など、景観形成促進機構"との協働による景観まちづくりを推進します。
- ・ 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限などにより、 地域の特性にふさわしい良好な景観の形成を促進します。
- ・ 建築物及び工作物の修景等に係る優良事例等の情報を発信し、県民 や事業者等によるまちなみ景観の形成を促進します。



景観計画に基づき、民家の外壁に飫肥杉を使用して修景した事例(日南市)

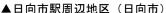
イ 魅力あるまちなみの創出

- ・ 地域の人々の誰もが暮らしやすく、心地よい生活空間を創出するため、地域住民や民間団体が行うまちづくり活動を支援します。
- ・ 地域の景観に配慮した住宅や店舗等の建築及びリノベーションの普及に向け、建築主(発注者)、設計者及び施工者による相互の連携を 促進します。
- *8 景観整備機構:景観整備機構制度は、民間団体や住民による景観づくりを促進するため、景観行政 団体(地方公共団体)が良好な景観の形成に一定の能力を有する公益法人やNPO法人を指定し、地 方公共団体に代わって、あるいは地方公共団体とともに良好な景観を形成する主体として位置付ける 制度。
- *9 景観形成促進機構:景観形成促進機構制度は、県内の市町村が全て景観行政団体に移行したことに伴い、県が景観行政団体ではなくなったことから、景観整備機構制度に代わるものとして県が独自に制定したもの。県は、良好な景観の形成に一定の能力を有する公益法人やNPO法人を景観形成促進機構に指定し、指定された法人は、講習会の開催や調査研究の実施など、良好な景観の形成に係る業務を行う。

ウ 中心市街地等における景観まちづくり

県内各地の中心市街地等において、駅前広場や交流センター、歩行 者空間の整備など、地域主導による、地域の特性を生かした個性あふ れる景観まちづくりを促進し、まちなみ景観の質的向上を図ります。







▲諸塚村中心部 (諸塚村)

県の役割

- ・計画計画の策定その他景観まちづくりに取り組む市町村への支援・景観形成促進機構との協働による景観まちづくりの推進・建築物及び工作物の修景等に係る優良事の動情報発信

- ・地域の特性や景観に配慮した公共建築物の整備・景観まちづくりアドバイザーの派遣

市町村の役割

- ・景観計画の策定(平成32年度まで) ・景観整備機構との協働による景観まちづくりの推進 ・建築物及び工作物の修景等に係る優良事例の情報発信 ・地域の特性や景観に配慮した公共建築物の整備 ・事業者や地域住民に対するまちづくり活動への参加の働きかけ ・地域の特性を生かした個性あふれる景観まちづくりの推進

県民の役割

- ・景観計画に即した建築物及び工作物の建設、修景等 ・住宅等の建築やリノベーションを実施する際の景観への配慮 ・地域における景観まちづくり活動への積極的な参加

事業者の役割

- ・事務所等が立地する市町村の景観計画に即した事業活動の実施 ・店舗等の建築やリノベーションを実施する際の景観への配慮 ・事業所等が立地する地域の景観まちづくり活動への積極的な協力

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
景観計画策定市町村数	13	26	26

【施策 1-44】道路の美化活動の促進

利用者の多い幹線道路から地域住民に利用される里道に至るまで、県民一 人ひとりによる身近な道路の美化を推進します。

県民等による道路環境美化活動の促進

・ 地域住民等が行う道路清掃、草刈りなどの美化活動について、自治 会や地元企業などの活動団体に対して清掃用具や花の苗等の支給によ る支援を行うほか、道路美化に関する普及啓発を実施するなど、官民 協働による美化活動の活性化を図ります。



▲クリーンロードみやざき推進事業による美化活動の支援

県の役割

- 県管理道路の道路環境美化の推進
- ・県民や事業者等との協働による道路環境美化、沿道修景美化の推進・地域や事業者等による沿道の草刈り、美化活動の支援

市町村の役割

市町村管理道路の環境美化の推進

県民の役割

- ・自宅前の道路の清掃
- ・沿道における植栽活動、美化活動等への参加

事業者の役割

- ・事業所前の道路の清掃
- ・沿道における植栽活動、美化活動等への参加

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
クリーンロードみやざき推進事 業協定締結団体数	160	180	210

(5) 広域的景観の保全及び創出

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(広域的景観の保全及び創出)

第14条 県は、市町村の区域を越えて広がる良好な景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、その景観を有する地域における景観形成の方針を示すとともに、市町村間の調整、市町村に対する技術的な助言及び情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

現状と課題

我が国では、平成16年に景観法が制定され、県や市町村が景観行政団体として景観計画を策定し、それに基づき景観施策を展開するという仕組みが整えられました。

本県では、平成27年、愛媛県に次いで全国で2番目の早さで全市町村が景観行政団体へ移行し、市町村が景観行政の中心的な役割を担う体制が整いました。しかしながら、景観施策の根拠となる景観計画を策定している市町村は、平成29年3月時点で13市町村(50%)にとどまっており、全ての市町村における早期の計画策定が望まれます。

また、山地、河川、海岸線等の地形や、歴史・文化などを共有する地域では、景観も市町村の区域を越えて広がっており、このような広域的景観を次世代へ継承していくためには、個々の市町村による取組はもとより、関係する市町村の連携による取組が必要です。

このため、例えば、目向・東臼杵圏域では、圏域の1市2町2村が一体となって耳川や日豊海岸の景観を形成していくため、日向・東臼杵市町村振興協議会(会長:日向市長)が「日向・東臼杵広域景観形成指針」を策定しています。今後は、このような市町村間の連携や、県と市町村との連携を進め、広域的景観を保全し、又は創出する必要があります。

施策の方向

- ・広域的景観形成に係る市町村の連携推進
- ・各市町村における景観施策の推進

【施策 1-⑮】広域的景観の形成に向けた取組の推進

広域行政の担い手として、広域的景観形成に関する方針を示し、市町村による取組を促進します。

また、市町村間の調整機能を積極的に果たします。

ア 広域的景観形成に関する方針の策定等

・ 同一の広域的景観を共有する市町村が連携して、景観計画に基づく 景観施策に取り組めるよう、景観形成のための方針を示します。(平 成32年度まで)

- 関係する市町村等が協議する場づくりや、景観重要公共施設の設定 に関する協力、公共施設管理者間の調整を行います。
- ・ 市町村に対する景観形成に関する情報・ノウハウの提供、技術支援 を実施します。

県の役割

- ・広域的景観形成に関する方針の策定(平成32年度まで)・市町村間の調整並びに市町村に対する助言及び情報提供

市町村の役割

- ・景観計画の策定(平成32年度まで)・関係市町村と連携した広域的景観形成に資する取組の推進

県民の役割

- ・広域的な景観の見え方を意識した建築物の建設等 ・広域的景観の保全・創出に向けた活動への積極的な参加

事業者の役割

- ・広域的な景観の見え方を意識した建築物の建設等 ・広域的景観の保全・創出に向けた活動への積極的な参加

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
景観計画策定市町村数 (再掲)	13	26	26

2 景観を資源として活用するための環境づくり

(1) 視点場の整備等

【美しい宮崎づくり推進条例(抜粋)】

(視点場の整備等)

第15条 県は、良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び 県民等と連携し、良好な景観を眺めることができる場所(以下「視点場」 という。)の整備、視点場周辺の樹木等の伐採その他の必要な施策を推進 するものとする。

現状と課題

県内には、地域の財産といえる景観資源があるものの、それを眺めることができる場所(視点場)がなかったり、あっても周辺の樹木や草が茂るなどして眺めが阻害されたりしているケースが見受けられます。

一方で、地域の方々が主体的に視点場の環境整備を行い、地域の景観資源を 見やすくして、地域の活性化につなげている例もあります。



▲地元の方の手によって眺望が確保された南郷城跡(日南市)

美しい眺望を維持していくためには、展望所等の整備はもとより、周辺の土地を所有する県民や事業者等の理解と協力が不可欠です。

地域の宝である良好な景観を多くの方に眺めてもらえるよう、行政と県民・ 事業者等が連携した環境整備が求められています。

施策の方向

- ・新たな視点場の掘り起こし
- ・既存の視点場の磨き上げ

【施策2−①】視点場の掘り起こしと磨き上げ

住民の方はもちろんのこと、そこを訪れる方にも地域の良好な景観を眺め てもらえるよう、市町村や県民等と連携し、視点場の掘り起こしや整備、眺 めを阻害する視点場周辺の樹木の伐採等を推進します。

視点場の整備等

・ 住民の方はもちろんのこと、そこを訪れる方にも地域の良好な景観 を眺めてもらえるよう、市町村や県民等と連携し、新たな視点場とな る場所を掘り起こし、展望台や駐車スペース等の環境整備を行うとと もに、既存の視点場において眺望を阻害する周辺の樹木等の伐採を行 うなどの磨き上げを推進します。





▲仙人の棚田~大イチョウ展望台~(椎葉村)

▲尾立櫓式展望台(仮称)(綾町)



▲県道えびの高原小田線における視点場の整備(えびの市)

県の役割

- ・地域の景観資源を意識した新たな視点場の創出 ・既存の視点場の磨き上げ

市町村の役割

- ・地域の景観資源を意識した新たな視点場の創出・既存の視点場の磨き上げ

県民の役割

- ・地域の景観資源を意識した新たな視点場の創出 ・既存の視点場の磨き上げ

- ・地域の景観資源を意識した新たな視点場の創出・既存の視点場の磨き上げ

(2) 沿道、沿線等の整備等

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(沿道、沿線等の整備等)

第16条 県は、道路及び鉄道が単に移動するための空間のみならず、視点場としても重要であることに鑑み、道路及び鉄道から見える良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び県民等と連携し、沿道及び沿線並びにその周辺における花木類の植栽、樹木等の保護又は伐採その他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

【道路】

道路は、多くの人が移動するために日々利用する空間です。多くの人が利用するということは、それだけ多くの人が景観を認識する場でもあるということであり、そこには、通りを歩く人をはじめ、自家用車や路線バスに乗る人、自転車に乗る人、ベンチに腰掛ける人など様々な人の視点があります。

このように重要な視点場である道路からの景観を磨き上げるため、本県は、昭和44年に全国に先駆けて沿道修景美化条例を制定し、沿道の自然環境の保全や花木類の植栽等に取り組んできましたが、近年、樹木の高木化や老木化が進み、維持管理や交通安全、景観面での懸念等が生じているほか、交通網の整備に伴う玄関口の変化や観光客の目的地の多様化により、効率的でメリハリのある沿道修景のあり方が問われています。

このため、県民等との協働による地域の個性やおもてなしの心が伝わるような沿道修景美化の取組や、周囲の景観に配慮した道路施設の整備が求められています。

【鉄道】

鉄道は、県民の生活の足であることはもちろんのこと、国内外から訪れる旅行者の重要な移動手段でもあります。さらに、鉄道の車窓から見える沿線の景観は、地域の観光資源ともなり得、例えば、日本三大車窓といわれる肥薩線の矢岳~真幸間の景観がそうであるように、国内外の多くの方の目を楽しませることができます。

一方で、本県の鉄道利用者数は、いずれの路線も減少傾向にあることから、 利用促進の取組が必要です。

また、地域の価値を向上させるためにも、鉄道車窓からの視点を意識した 景観づくりが求められています。

施策の方向

- ・沿道における修景樹木の高木化・老木化への対応
- ・交通の流れと玄関口の変化への対応
- 道路美化活動団体の構成員の確保(構成員の高齢化等への対応)
- ・防護柵や照明等の道路施設における景観形成に配慮した整備
- ・沿道における無電柱化の推進
- ・鉄道路線の維持

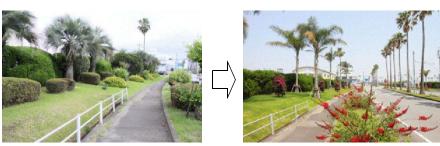
・鉄道沿線における景観の磨き上げ

【施策2-②】県民等との協働による沿道修景美化の推進

県民や事業者との協働により、沿道空間における「美しい宮崎づくり」を推進します。

ア 沿道修景美化の推進

- ・ 平成29年3月に策定した沿道修景美化基本計画の下で、地域の特性 を生かした効率的でメリハリのある沿道修景美化の姿について、地域 や専門家の意見を踏まえながら検討を行います。
- ・ 沿道修景美化推進路線31路線における整備・維持管理長期計画を作成します。(概ね平成32年度まで)
- ・ 沿道修景美化推進路線以外の路線における修景内容を見直します。
- ・ 計画に基づく効率的な整備を行うとともに、沿道修景樹木の保全や 適切な草刈りなど、良好な景観を持続させるための維持管理を、県民 等との協働により推進します。
- ・ 関係団体と連携し、沿道修景に関する専門的な知識や経験、技術の 継承と、新たな担い手の育成に取り組みます。
- ・ 防護柵や照明等の道路施設が地域の景観の一部として違和感なく存在し得るよう、周囲の景観形成に配慮した道路施設の整備を推進します。



▲本県の玄関口となる路線における取組事例 宮崎空港線(宮崎市)



▲維持管理の効率化を図るとともに眺望にも配慮した事例(宮崎市)

イ 樹木等の伐採等による沿道景観の磨き上げ

・ 沿道の眺望を阻害する樹木等を伐採、剪定することにより、沿道景 観の磨き上げを推進します。



▲樹木等の伐採によって美しい景観を取り戻す取組(日向市)

ウ 県民等による道路環境美化活動の促進

- ・ 地域住民等が主体となった道路の清掃・草刈りなどの美化活動の取組を、県内の類似活動団体等はもとより、幅広く県民へ周知することにより、様々な団体の連携と協働による道路環境美化活動を促進します。
- ・ 事業者との協働による道路環境美化活動を促進します。

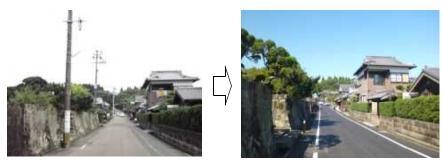




▲県民との協働による植栽イベントの取組(小林市・宮崎市)

エ 無電柱化の推進

・ 良好な景観の形成や観光振興、沿道の防災性の向上、安全で快適な 通行空間の確保の観点から、無電柱化を推進します。



▲無電柱化の推進(日南市)

県の役割

- ・沿道修景美化推進路線31路線のリニューアル整備
- ・沿道修景美化推進路線31路線のリニューアル整備 ・その他の路線の修景内容見直し整備 ・県内11ブロックにおいてワーキンググループを設置(沿道修景) ・周囲の景観に配慮した道路施設の整備 ・県管理道路の道路環境美化の推進 ・県民や事業者等との協働による沿道修景美化活動の推進 ・地域や事業者等による沿道の草刈り、美化活動を支援 ・沿道修景を担う人材を育成するための研修等の実施 ・県管理道路における無電柱化の計画的な推進

市町村の役割

- ・市町村管理道路の沿道修景美化の推進
- ・県が開催する沿道修景ワーキンググループへの参加 ・周囲の景観に配慮した道路施設の整備 ・市町村管理道路における無電柱化の計画的な推進

県民の役割

- ・沿道における植栽活動、美化活動等への参加・県が開催する沿道修景ワーキンググループへの参加・自宅前の道路の清掃
- 無電柱化に関する理解と関心を深め、無電柱化の推進に協力

事業者の役割

- ・沿道における植栽活動、美化活動等への参加 ・県が開催する沿道修景ワーキンググループへの参加 ・事務所前の道路の清掃
- ・電柱や電線の道路上における設置の抑制又は撤去
- ・国及び県と連携し、無電柱化の推進に資する技術を開発

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
県管理道路の沿道修景美化に関 する維持管理協定の締結団体数	4	8	16
クリーンロードみやざき推進事 業協定締結団体数 (再掲)	160	180	210

【施策2-③】鉄道の利用促進・沿線の景観づくり

鉄道車窓から見える景観や鉄道が走る風景を、地域の資源として将来にわた って活用できるよう、鉄道の利用を促進するとともに、鉄道沿線の景観づくり を推進します。

鉄道の利用促進

鉄道車窓から見える景観を価値あるものとして将来にわたって活用 できるよう、利用促進に向けた取組を、市町村や事業者、県民と一体 となって推進します。



▲魅力的な車両の導入

イ 鉄道沿線の景観づくり

- ・ 市町村、交通事業者、県民等と連携し、鉄道車窓からの視点を意識 した景観づくりを促進します。
- 市町村や交通事業者、県民等と連携し、鉄道が走る風景を魅力ある ものとして広く発信するとともに、視対象としての鉄道を意識した景 観づくりを促進します。



▲コスモスとクルーズトレイン「ななつ星in九州」(宮崎市)

県の役割

- ・鉄道の利用促進を目的とした市町村等の取組に対する支援 ・鉄道沿線における景観づくりの促進 ・鉄道が走る風景の情報発信

市町村の役割

- ・鉄道の利用促進を目的とした補助や広報の実施 ・事業者や地元住民に対する沿線の美化の働きかけ

県民の役割

- ・鉄道の利用
- ・沿線美化活動への参加

事業者の役割

- ・鉄道事業者による路線の維持及び活性化 ・鉄道の利用
- ・沿線美化活動への参加

(3) もてなしと賑わいの空間づくり等

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(もてなしとにぎわいの空間づくり等)

- 第17条 県は、県民はもとより国内外から訪れる人々がもてなしの心又はに ぎわいを感じられるよう、市町村及び県民等と連携し、憩いの場又は交流 の場となる空間づくりその他の必要な施策を推進するものとする。
- 2 県は、国内外から訪れる人々が地域の魅力を体感できるよう、市町村及 び県民等と連携し、地域の自然景観、農山漁村景観等を活用した多様な体 験活動の機会及び県民との交流の機会の提供その他の必要な施策を推進す るものとする。

現状と課題

【玄関口】

景観を観光等に活用するためには、本県を訪れる方々をもてなすという視点が重要です。特に、多くの旅行者等が訪れる交通拠点は地域の玄関口であり、その地域、ひいては本県の印象を左右する重要な役割を担っています。

例えば、年間約300万人が利用する宮崎ブーゲンビリア空港は、国内外から訪れる旅行者や帰省客を迎え入れるため、ブーゲンビリアをはじめとした花と緑による修景や、空港施設内の木質化等により、おもてなしの空間づくりに取り組まれています。

また、交通拠点施設から目的地である観光地等までを円滑に誘導する仕組みづくりも重要です。特に、近年増加している外国人旅行者は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、さらに増加することが予想されます。

今後、本県が国内外からより多くの旅行者を受け入れるためには、旅行者が安心して快適に過ごせ、もてなしの心を感じられるための環境づくりをさらに推進する必要があります。

【観光地等】

旅行者を受け入れる各地の観光地等においては、高千穂峡や天岩戸神社などを有する「高千穂」や、青島、鵜戸神宮、都井岬等の観光スポットが連続する「日南海岸」など、本県ならではの自然景観や神話等の歴史を感じる景観を生かした観光地づくりが進められてきました。

また、近年は、例えば、地元採れの食材をふんだんに使用した郷土料理メニューを目当てに、県内外から多くの観光客が山あいの人口100人ほどの集落・小川地区(西米良村)を訪れているほか、武家屋敷が連なるまちなみが美しい日南市飫肥地区では、まち歩きによる地域とのふれあいが好評を博するなど、旅行者の多様なニーズに応えた新しい観光形態も見られます。

さらに、「まちの顔」とも言われる地域の商店街(中心市街地)においては、郊外への大型店の進出、消費行動の多様化(通販等)などを背景に賑わ

いを失い空き店舗が見られる中、日南市の油津商店街では、リノベーション*10 の取組やまちづくりを担うタウンマネージャーの登用などにより、新規出店が相次ぎ、通行人数の増加が見られるなど、商店街再生の成果が徐々に現れています。

今後は、今ある観光地の景観を保全し、より一層磨き上げるとともに、眠っている景観資源を活用した新たな観光スポットの創出や、体験型観光メニューの提供、商店街の活性化等を推進する取組が求められています。

施策の方向

- ・県の玄関口でのもてなしの空間づくりの推進
- ・本県の森林資源を活用した木のぬくもりのある空間づくりの推進
- ・増加する外国人旅行者への対応
- ・商店街・中心市街地の活性化
- ・体験型観光メニューの充実





▲西米良村小川地区にある観光交流施設「おがわ作小屋村」(写真左)とそこで提供される「おがわ四季御膳」





▲高鍋大師花守山植樹祭(写真左)と花守山完成イメージイラスト(高鍋町)

^{*10} リノベーション: 既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させること。

【施策2-④】もてなしや賑わいを感じる空間づくりの推進

県民はもとより、国内外から訪れる旅行者がもてなしや賑わいを感じられる よう、県民や事業者と連携し、憩いの場や交流の場の提供等を推進します。

ア 県の玄関口等におけるもてなしの空間づくり

- 本県の玄関口である空港、鉄道駅、港、高速道路のインターチェン ジなどにおいて、県民や事業者と連携し、植栽や美化活動などによる もてなしの空間づくりを推進します。
- 県内各地の交通結節点やその周辺において、駅前広場や交流センタ 一、歩行者空間の整備など、地域主導による、地域の特性を生かした 個性あふれる景観まちづくりを促進し、暮らす人も訪れる人も快適に 過ごすことのできるもてなしの空間づくりを推進します。
- ・ 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭(平成32年)並びに国民体 育大会及び全国障害者スポーツ大会(平成38年)の会場周辺における 景観づくりを推進します。





▲ブーゲンビリアが咲き誇る宮崎空港(宮崎市) ▲駅周辺の美化活動(宮崎市)

イ 県産材を活用したもてなしの空間づくり

公共建築物等における木造化・木質化により、温もりのあるもてな しの空間づくりを推進します。



▲県産材を活用した日向市駅の駅舎(日向市)



▲宮崎空港の保安検査場(宮崎市)



▲橘通り3丁目バス停(宮崎市)

ウ 観光地における景観づくりと旅行者の受入環境の整備

- ・ 県内各地の中心市街地等のうち、多くの旅行者が訪れる観光地において、地域主導による観光資源を生かした景観まちづくりを促進し、 景観の質的向上と地域の活性化を図ります。
- ・ 県民のおもてなしの意識をさらに醸成していくことや、観光地まで の交通手段の整備・充実、主要観光地における景観の保全を図ります。
- ・ 旅行者が安心して観光を楽しめるよう、観光地等における案内板の 整備や道路環境の整備を推進します。
- ・ 観光地のWi-Fi^{*11} 環境の整備や外国語に対応できる観光ガイド の育成など、外国人旅行者の受入環境の充実を図ります。
- ・ 地域資源である史跡や神話ゆかりの地等を結んだ観光ルートの設定 を促進します。





▲素材や色彩、サイズ等を工夫し、多言語化にも配慮した案内サインの設置(串間市)



▲古事記や日本書紀ゆかりのスポット をつなぐ「記紀の道」(西都市)

エ 国立公園満喫プロジェクトの推進

・ 国立公園において、保護すべきところは保護しつつ、国や関係市町村等と連携し、利用施設の整備やツアープログラムの開発、ガイドの育成など、訪日外国人旅行者等を惹きつける取組を計画的、集中的に実施します。

^{*11} W i - F i : 無線 L A N 規格の名称。無料 W i - F i を整備した観光地等では、外国人観光客等のインターネット利用が可能となる。

オ まちの賑わいの創出

- ・ 県内各地の中心市街地等において、駅前広場や交流センター、歩行 者空間の整備など、地域主導による、地域の特性を生かした個性あふ れる景観まちづくりを促進し、まちの賑わいの創出を図ります。
- · 商店街のテナントミックス*12、リノベーションによる空き店舗の再 生、コミュニティ機能の再生など、まちづくりを推進するエリアマネ ジメント組織の形成を目指します。
- 商店街(中心市街地)の再生計画策定や、外国人旅行者への対応、 「子育て」「高齢者」「安全安心」などの社会的な課題解決やコミュニ ティスペースの開設等により、商店街の空き店舗対策や賑わい創出の ための取組を推進します。
- まちづくりを担う商店街のリーダーやタウンマネージャーの育成を 図るとともに、商店街同士が交流できる場を創出します。





▲空き店舗の再生や交流スペースの創出(日南市)

県の役割

- 景観まちづくりに取り組む市町村への支援
- ・県産材利用推進に関する基本方針を踏まえた木材利用の普及啓発・公共建築物等の木造化・木質化に関する支援・主要観光地における景観の保全・外国人受入環境の充実

- ・外国人文人環境の元美 ・国、県、市町等の連携による国立公園満喫プロジェクトの推進 ・国立公園内施設の老朽化、国際化に対応した整備等の実施 ・地元ガイドの育成支援等ソフト事業の実施 ・商店街(中心市街地)の再生に取り組む市町村等への支援 ・商店街リーダーやタウンマネージャー等の人材育成

市町村の役割

- ・地域の特性を生かした個性あふれる景観まちづくりの推進 ・施設管理者や地元住民等による美化活動の促進 ・各市町村の木材利用方針に基づく、地域材の積極的な利用による公共建築 物等の木造化・木質化

- ・観光地等におけるWiーFi環境の整備 ・商店街の賑わい創出などに取り組む団体への支援促進 ・地域の抱える課題を整理・検証し、商店街や中心市街地再生に向けたプラ ンを策定
- ・商店街リーダーやタウンマネージャー等の人材育成

^{*12} テナントミックス:商業集積活性化の基本となるコンセプトを実現するための、最適なテナント (業種業態) の組み合わせのこと。

県民の役割

- ・県の玄関口(駅など)における美化活動への参加 ・地域における景観まちづくり活動への積極的な参加 ・県産材な地産地消に取り組む木づかい運動や木育活動への積極的な参加
- ・旅行者を温かく迎える ・商店街による賑わい創出等の取組への参加

事業者の役割

- ・施設管理者による老朽化施設の更新や美化活動の実施 ・県の玄関口(駅など)における美化活動への参加 ・地域における景観まちづくり活動への積極的な参加 ・多くの方が利用する施設等における積極的なる本選化の場合
- ・事業活動を通じた旅行者への快適なサービスや環境の提供

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
観光入込客数	1,533万人 (平成28年)	1,611万人 (平成32年)	1,652万人 (平成38年)
商店街の空き店舗率	20%	19%	17%

【施策2-⑤】体験・交流の機会の提供

地域固有の自然や歴史・文化などの景観を形成している背景を含めて、旅行 者等がより深く本県の美しい景観を楽しむことができるよう、様々な体験活動 の機会や地域住民との交流の機会の提供を推進します。

ア 美しい景観を生かした体験型観光メニューの充実化

- 地域住民や関係事業者等と連携し、地域の自然や農山漁村の景観を 活用したエコツーリズムや、誰もが気軽に楽しめるスポーツツーリズ ム(ウォーキング、トレッキング、サイクルツーリズム、マリンスポ ーツ等)の振興を図ります。
- 農林漁業体験などの体験メニュー、まち歩きツアーや神楽宿での神 楽の鑑賞などの地域とふれあいが魅力的な観光メニュー等の提供を促 進します。



▲サイクルツーリズムの取組(日南海岸) ▲サーフィン(日向市



イ 農林漁家民泊等の推進

農山漁村地域の持つ豊かな自然や「食」を活用した体験型のツーリ ズムをより一層推進するとともに、都市居住者と農山漁村居住者との 交流の機会となる農林漁家民泊の取組を推進し、地域コミュニティの 再生を図り、農業・水産業と観光サービス業等との融合による新たな 相乗効果・経済効果の創出につなげます。

県の役割

- ・地域の特性を生かしたエコツーリズムやスポーツツーリズムの促進 ・農林漁家民泊に係る開業、安全管理、運営ノウハウ等について県内関係者 と情報共有を推進
- 農林漁家民泊に係る地域協議会の主体的な取組を支援することによる先進 事例の創出

市町村の役割

- ・地域の特性を生かしたエコツーリズムやスポーツツーリズムの促進 ・地元とのふれあいが魅力的な観光メニューの提供の促進 ・農林漁家民泊の開業や改修等の支援 ・農林漁家民泊に係る地域協議会の設立・運営等への支援

県民の役割

- 旅行者を温かく迎える
- ・エコツーリズムやスポーツツーリズム、農林漁業体験等の体験型観光メニ ューの利用
- ・まち歩きツアー等への参加 ・農林漁家民泊の利用

事業者の役割

- ・旅行者を温かく迎える・エコツーリズムやスポーツツーリズム、農林漁業体験等の体験型観光メニ ューの開発

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
観光入込客数 (再掲)	1,533万人 (平成28年)	1,611万人 (平成32年)	1,652万人 (平成38年)
農林漁家民宿軒数	168軒	184軒	216軒

【コラム】エコツーリズム

エコツーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。

観光客に地域の資源を伝えることにより、地域の住民もその価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、地域社会そのものが活性化されていくと考えられています。



▲都井岬の野生馬(串間市)

本県では串間市の串間エコツーリズム推進全体構想が、鹿児島県奄美市とともに、九州内で初めてエコツーリズム推進法に基づく国の認定を受けています。

(4) 景観阻害要因の改善

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(景観阻害要因の改善)

第18条 県は、良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び 県民等と連携し、周囲の景観と調和しない工作物等の緑化による修景その 他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

自然や里山、歴史的なまちなみなどの美しい景観資源があっても、そこに周 囲の景観と不調和なものがあると、景観の価値は損なわれてしまいます。

このような景観を阻害する要因(景観阻害要因)の例としては、幹線道路沿いを中心に立てられている野立て広告*B等の屋外広告物をはじめ様々なものがあります。これらは、それぞれ必要があって設置されているものですが、一部のものについては、デザインや設置の仕方、老朽化などにより、周囲の景観に悪影響を与えているものもあります。

また、人口減少等に伴って、空家の増加も社会問題化しています。空家の中には、周囲の景観に悪影響を与えているものもあり、対応が求められています。

課題

- ・周囲の景観と調和しない屋外広告物等の規制
- ・景観を阻害する空家の解消
- ・その他の景観阻害要因の改善

【施策2-⑥】景観阻害要因の改善

ア 違反広告物の除去及び屋外広告物の質的向上

- ・ 市町村と連携し、県民、事業者への普及啓発活動を行い、屋外広告 物制度に関する理解と関心を高める取組を推進します。
- 自然公園や沿道修景美化推進路線における違反広告物の除去を重点 的に進めるなど、景観を資源として活用するための環境づくりを推進 します。
- ・ 広告物の色調やデザインが景観と調和したものになるよう、県民、 事業者への普及啓発活動を推進します。

イ 再生可能エネルギー発電施設等への適切な対応

・ 太陽光発電施設、風力発電施設、携帯電話の中継アンテナ等については、市町村と連携し、地域の実情に応じた景観への配慮を求める取組を推進します。

^{*13} 野立て広告:路地や田畑等に設けて通行者を店舗等に案内するための看板。





▲色彩の変更による景観への調和や生け垣による遮蔽(宮崎市)

空家等対策の推進

県全体の空家等対策が円滑に進むよう、技術的な助言、市町村間の 連絡調整などにより空家等対策の実施主体である市町村を支援します。

エ 観光地等における景観阻害要因の除却や緑化による修景等の推進

行政と関係団体等が連携し、観光地等における景観点検を行い、点 検結果を景観阻害要因の改善(看板の除却、工作物の緑化による修景、 落書きの消去等) につなげる取組を推進します。





▲景観になじまない看板の除却(写真中央の黄色い看板を移設)(西都市)

オ 無電柱化の推進(再掲)

良好な景観の形成や観光振興、道路の防災性の向上、安全で快適な 通行空間の確保の観点から、無電柱化を推進します。

県の役割

- ・屋外広告物制度に関する普及啓発・違反広告物の除去の推進

- ・市町村や関係団体と連携した観光地等における景観点検の実施 ・県有施設における景観阻害要因の除却や緑化による修景等の実施 ・景観計画の策定や空家等対策に関し、市町村に対する情報提供や技術的助 言、市町村間の連絡調整、その他必要な援助 ・県管理道路における無電柱化の計画的な推進(再掲)

市町村の役割

- ・県と連携した屋外広告物に係る規制内容や手続きの周知 ・公共広告物の質的向上(意匠、色彩等の工夫) ・景観計画による形態・意匠の制限 ・関係団体と連携した観光地等における景観点検の実施 ・市町村管理施設における景観阻害要因の除却や緑化による修景等の実施 ・空家等実態調査の実施や、空家等対策計画の策定

- ・特定空家等*14 の計画的な除却等の促進 ・空家所有者等に対する情報の提供・助言 ・市町村管理道路における無電柱化の計画的な推進(再掲)

県民の役割

- ・屋外広告物条例の遵守 ・周囲の景観との調和を考慮した屋外広告物の設置又は改善 ・空家等の適正な管理 ・無電柱化に関する理解と関心を深め、無電柱化の推進に協力(再掲)

事業者の役割

- ・屋外広告物条例の遵守 ・周囲の景観との調和を考慮した屋外広告物の設置又は改善 ・不要な屋外広告物の除却又は集約化

- ・屋外広告士の育成 ・古民家を含む空家等の利活用の促進 ・電柱や電線の道路上における設置の抑制又は撤去(再掲) ・国及び県と連携し、無電柱化の推進に資する技術を開発(再掲)

主要指標

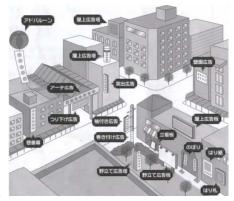
指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
禁止地域における違反広告物の 件数	567件	480件	300件
空家等対策計画策定市町村数	3	13	20

【コラム】屋外広告物

屋外広告物は、私たちの生活に必 要な情報を伝えるとともに、まちを 活気づける役割を担います。

しかし、これが無秩序に氾濫し、 管理もおろそかになると、まちなみ や自然の景観を損なうだけでなく、 落下等の事故により人々に危害を及 ぼすおそれもあります。

そこで、宮崎県では良好な広告景



観の形成を進めるため、宮崎県屋外広告物条例により必要な規制を行っ ています。(宮崎市の区域では、宮崎市屋外広告物条例が適用されます。)

^{*14} 特定空家等:倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれ のある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全上不適切な状態にある空 家等のこと。

(5) 積極的な情報発信

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(積極的な情報発信)

第19条 県は、観光その他の地域間交流を促進するため、市町村及び県民等と連携し、地域の良好な景観、その景観と共に営まれている人々の暮らしその他の美しい宮崎づくりに関する情報を国内外に向けて積極的に発信するものとする。

現状と課題

第2章で見たように、本県における観光客の旅行目的のトップは、「自然・風景・名所を楽しむ旅」であり、本県観光にとって「景観」は大きな強みです。 この強みを生かし、今まで以上に観光などの地域間交流を活発化するためには、本県が有する美しい景観に関する情報等を国内外に向けて積極的に発信することが重要です。

また、現在、県内各地でボランティアの方々によって様々な美しい宮崎づくりに関する活動が行われていますが、一部の活動については、参加者の高齢化が進むなど、活動の安定的な継続が課題になっています。

施策の方向

- ・観光客等に対する的確な情報の発信
- ・人々の暮らしなど、景観の背景にあるストーリーを含めた情報の発信
- 美しい宮崎づくりの活動に関する情報の積極的な発信

【施策2-⑦】積極的な情報発信の推進

県、市町村、県民、事業者など様々な主体による、美しい宮崎の景観に関する情報等の発信を推進します。

また、美しい宮崎づくりに関する活動を活性化させるため、活動に関する情報を積極的に発信できる仕組みづくりを行います。

ア 美しい景観やそれと共にある人々の暮らしに関する情報の発信

- ・ 県観光情報サイト「旬ナビ」や「ひなたGIS*15」などインターネットを活用した情報発信を行うほか、首都圏での観光相談員配置やガイドマップの作成等により、観光客への的確な情報の提供を推進します。
- ・ 県民のふるさとの景観への誇りと愛着を醸成するとともに、国内外

^{*15} ひなたGIS:宮崎県情報政策課が開発した地理情報システム。地域の様々なデータを地図上に重ね合わせることができ、インターネットに接続するパソコンやスマートフォンなどから無料で利用できる。平成29年3月、内閣府主催「RESASアプリコンテスト」で最優秀賞を受賞した。

から訪れる人にも本県の魅力をより深く理解してもらうため、市町村 や各種団体と連携し、景観と共にある暮らしの情報をインターネット 等を活用し、積極的に発信します。

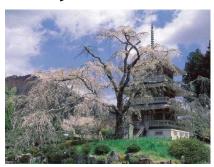
- ・ 地域の宝であり、人々の信仰の対象ともなってきた巨樹・古木を「み やざき新巨樹 1 0 0 選」として広く紹介するなど、自然との共生によ って育まれた景観資源に関する情報を積極的に発信します。
- ・ 県民の生活を支え、地域のランドマークとなっている建築物や土木 構造物の歴史的価値や魅力を積極的に発信します。
- ・ 地域の暮らしと密接に関わり合いながら受け継がれてきた神話伝承 や神楽等の伝統文化を積極的に発信します。(再掲)



▲「宮崎市移住センター」のホーム ページ



▲『日南海岸きらめきライン ~キラメキビトを訪ねて~』



▲浄専寺のしだれ桜 (五ヶ瀬町)



▲土木学会選奨土木遺産「綱ノ瀬川橋梁」 (写真中央)(延岡市・日之影町)

イ 美しい宮崎づくりの活動に関する情報の発信

- ・ 美しい宮崎づくりに関する活動への県民等の参加を促進するため、 各種団体や地域における様々な取組を、各種の広報媒体を活用すると ともに、報道機関とも連携し、広く周知する取組を推進します。
- Facebookページ「美しい宮崎づくり」を開設し、県や市町村、活動 団体等が協働で情報発信できる仕組みを構築します。





▲「みやざきツーリズム協議会」のホームページ ▲ Facebook ページ「美しい宮崎づくり」

県の役割

- ・SNS等を活用した情報の発信 ・パネル展やリーフレットの配布等による情報の発信

市町村の役割

・広報紙、ホームページ、SNSなど様々な広報媒体を活用した情報の発信 ・パネル展やリーフレットの配布等による情報の発信

県民の役割

- ・SNSを活用した美しい景観に関する情報の発信 ・美しい宮崎づくり活動団体としての情報の発信 ・美しい宮崎づくりに関する活動を知り、参加する

事業者の役割

- ・自らが行った美しい宮崎づくりに関する活動の情報の発信・美しい宮崎づくりに関する活動を知り、参加する

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
Facebookページ「美しい宮崎づくり」 への「いいね」の数	_	3, 000	5, 000

3 公共事業に係る良好な景観の形成

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(公共事業に係る良好な景観の形成)

- 第20条 知事は、公共事業により整備される施設が周辺の景観に大きな影響を及ぼすことに鑑み、公共事業に係る良好な景観の形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。
- 2 県は、公共事業景観形成指針にのっとり、公共事業を実施するものとする。
- 3 県は、県以外の公共事業を実施する者に対し、公共事業を行うに当たっては、公共事業景観形成指針に配慮するよう求めるものとする。

現状と課題

公共施設等は、地域における重要な社会基盤であると同時に、地域の景観の基盤となるものです。

しかしながら、戦災復興から高度経済成長期は、社会基盤を早く、安く、 大量に整備することが求められた時代であり、経済性や効率性を優先した整備が進められてきたため、周辺の景観に十分配慮した整備が行われていると は言い難い状況にあり、一部は地域景観の阻害要因となっているものもあり ます。

公共事業を行うに当たっては、今まで以上に周辺の景観に配慮することが必要です。

施策の方向

- ・景観に配慮した公共事業を実施するための仕組みづくり
- ・公共施設等に対する住民の意識の醸成
- ・公共事業における景観づくりの担い手となる人材の育成

【施策3】周囲の景観に配慮した公共事業の推進

公共事業における景観形成の取組をグレードアップとして実施するのではなく、原則として実施すべき要素と位置付け、公共事業景観形成指針に基づく公共事業を推進します。

ア 景観に配慮した公共事業を推進するための仕組みづくり

- ・ 国、県、市町村間の情報交換や情報共有を促進します。
- ・ 設計段階から景観に配慮する仕組みを構築します。

景観重要公共施設制度*16の活用を推進します。

イ 構想・計画段階における多様な意見の聴取

- ・ 良好な景観は県民共有の財産であることを踏まえ、優れた景観を有する地域や事業により景観に大きな影響を与えるおそれがある事業については、計画の初期段階から幅広い主体の参加により良好な景観の保全・創出に向けた合意形成が図られるよう住民等への情報提供を行い、意見を聴取するよう努めます。
- ・ 景観まちづくりアドバイザー制度を活用し、公共事業に景観等の専門家の意見を反映させる取組を推進します。





▲学識経験者などを委員とする検討会の開催(高千穂町)



▲景観まちづくりアドバイザーの活用 (延岡市)



▲実物大モデルによる堤防の高さの検討 (日向市)

ウ 景観整備方針の継承

・ 設計者、発注者及び施工者は、当該事業に関して、構想段階から設 計段階までの過程で合意された景観整備の方針が施工段階まで継承さ れるよう、お互いに意思疎通を図り、景観形成に関する共通認識を持 って公共事業を推進します。

^{*16} 景観重要公共施設:景観法に基づき、地域の景観上重要な公共施設(道路や河川、公園など)として指定された公共施設のこと。景観行政団体が景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項や景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準を定めることにより、良好な景観の形成を図ることができる。

景 観 の 形 成

3



▲整備内容を試験施工により確認(日南市)

エ 意識の醸成と人材の育成

- 住民一人ひとりの景観意識や公共施設に対する愛着を醸成する取組 を推進します。
- 実務者研修の開催や事例集の作成等により、公共事業における景観 づくりの担い手となる人材の育成とネットワークづくりを推進します。



▲小学生を対象としたフィールド ワークショップを開催(高千穂町)



▲実務者研修(宮崎市)

県の役割

- ・環境や景観との調和に配慮した事業計画の策定 ・設計段階から景観に配慮する仕組みの構築 ・設計段階、施工段階、維持管理段階における景観検討の推進 ・国や隣県、市町村との連携 ・公共事業への専門家の意見の反映 ・住民等との協働の場づくりの推進 ・公共事業景観形成指針に基づく公共事業の実施 ・景観に配慮した公共事業を推進するための実務者研修等の実施

市町村の役割

- ・環境や景観との調和に配慮した事業計画の策定 ・設計段階、施工段階、維持管理段階における景観検討の推進 ・国や県、隣接する市町村との連携 ・公共事業への専門家の意見の反映 ・住民等との協働の場づくりの推進 ・公共事業景観形成指針に準拠した公共事業の実施 ・実務者研修等への参加

県民の役割

- ・公共事業に対する理解と関心を高める
- 協議・調整の場への参加

事業者の役割

- ・公共事業に対する理解と関心を高める ・協議・調整の場への参加

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
景観重要公共施設を指定してい る市町村数	6	19	26

4 美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成

(1) 普及啓発等

【美しい宮崎づくり推進条例(抜粋)】

(普及啓発等)

第21条 県は、美しい宮崎づくりに関する県民等の理解を深めるとともに、 美しい宮崎づくりに関する活動への県民等の参加が促進されるよう、市町 村と連携し、普及啓発、情報の提供その他の必要な施策を推進するものと する。

現状と課題

県内では、多くの方々の手によって美しい景観が守り、育てられています。 例えば、自然環境の分野では、各種のボランティア団体が各地で植樹活動や希 少動植物の保護活動をされていますし、都市部においても、花植えやゴミ拾い 等のボランティア活動が展開されています。

一方で、一部の人たちがこうした活動に参加するだけでは、活動を継続させることはできません。

美しい宮崎づくりの担い手を拡大するため、多くの方に美しい宮崎づくりに 対する理解を深め、活動に参加していただく必要があります。

施策の方向

・美しい宮崎づくりに関する活動への参加者の確保

【施策4-①】美しい宮崎づくりに向けた気運の醸成

美しい宮崎づくりに対する気運を醸成し、美しい宮崎づくりに関する活動の担い手を拡大します。

ア 各種条例の周知

・ 美しい宮崎づくり推進条例はもとより、各市町村が制定する景観条例や、屋外広告物条例など、美しい宮崎づくりに関する各種条例の普及啓発活動を展開します。

イ 県民等に対する普及啓発と情報発信

- ・ リーフレットの配布や出前講座への職員派遣、県庁ホームページ等を活用した広報活動により、美しい宮崎づくりに関するPR活動を行い、県民一人ひとりの意識の醸成を図ります。
- ・ 市町村や景観形成促進機構*17 と連携し、セミナー、講演会等を開催

^{*17} 景観形成促進機構: P. 60 脚注 *9

することで、県民・事業者に対する意識啓発を推進します。

・ 県や市町村の広報紙、SNS等を活用し、美しい宮崎づくりに関す るイベント情報等の積極的な発信を行います。



▲パネル展の開催(宮崎市)



▲出前講座(串間市)



▲景観セミナーの開催(宮崎市)



▲ホームページによる情報発信



▲ Facebook ページによる情報発信

県の役割

- ・リーフレットの配布や出前講座の開催
- ・県庁ホームページやSNSを活用した広報活動 ・県主催及び市町村との共催によるセミナー・講演会等の開催

市町村の役割

・市町村主催のセミナー、講演会等の開催

県民の役割

・美しい宮崎づくりに関するセミナー、講演会等への参加

事業者の役割

・美しい宮崎づくりに関するセミナー、講演会等への参加

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
Facebookページ「美しい宮崎づくり」 への「いいね」の数(再掲)	_	3, 000	5, 000

(2) 人材の育成

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(人材の育成)

- 第22条 県は、将来の美しい宮崎づくりを担う人材を育成するため、市町村 及び県民等と連携し、子どもたちに対する地域の自然、歴史、文化等の学 習の機会の提供その他の必要な施策を推進するものとする。
- 2 県は、美しい宮崎づくりに関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するため、市町村及び県民等と連携し、講習会の開催、専門家の助言指導を受ける機会の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

現状と課題

美しい宮崎づくりを継続的に行っていくためには、将来を担う子どもたちが 地域に愛着と誇りを持ち、自ら考え行動できるようになることが重要です。

県では、これまで学校や家庭、地域等と連携しながら環境学習、環境美化活動などに取り組んできたところです。

これらの取組を通して、子どもたちが地域の環境保全についてより深く考えることができるようになるなど、景観や環境に関する興味・関心の高まりが見られましたが、今後、一層子どもたちが自ら考え行動するといった主体的に活動できる児童生徒の育成が望まれます。

また、美しい宮崎づくりを推進していくためには、県民、事業者そして行政に関わる人々が景観に対する関心や意識を高めるとともに、魅力的な景観を自ら守り、育み、つくるための活動へ積極的に参加することが重要です。

しかしながら、関心はあるものの、具体的にどのように活動してよいか分からない場合が多いなど、専門的な知識を持った人材の育成も課題になっています。

施策の方向

- ・自ら考え行動できる児童生徒の育成
- ・専門的な知識を持った人材の育成

【施策4-②】美しい宮崎づくりを支える人材の育成

現在はもとより将来にわたって美しい宮崎づくりが安定的に推進されるよう、活動を支える人材の育成を推進します。

ア 子どもたちに対する学習の機会の提供等

・ 将来、美しい宮崎づくりの重要な担い手となる子どもたちが、地域 の歴史や文化、身近な景観に関心を持ち、自ら進んで良好な景観の形 成に取り組むことができるよう、学校や景観形成促進機構との連携に よる景観教室の実施など、地域に対する愛着と誇りを醸成する取組を 推進します。

将来、美しい宮崎づくりの重要な担い手となる子どもたちが、持続 可能な社会の構築を目指して、身近な環境に興味や関心を持ち、その 保全活動などに主体的に取り組むことができるよう、さらに、学校や 家庭、地域等との連携を深めながら、環境教育の視点で自ら考え行動 できる児童生徒を育成します。



▲景観教室の開催 (宮崎市)



▲環境教育の実施(宮崎市)

イ 専門的な知識を有する人材の育成

- 県民向けの景観セミナーや出前講座、講習会の開催などの取組を通 して、自ら美しい宮崎づくりに取り組めるような専門的な知識を有す る人材や、地域住民が主体となった美しい宮崎づくりをけん引できる ようなリーダー的な役割を担える人材を育成します。
- 景観まちづくりアドバイザー制度により、美しい宮崎づくりに関す る専門家の助言指導を受ける機会を提供します。



▲景観まちづくりアドバイザーの派遣



▲ヘリテージマネージャーの育成

県の役割

- 景観セミナーや出前講座、講習会の開催
- 景観教室の取組拡大への支援 景観まちづくりアドバイザーの派遣
- 景観形成促進機構と連携した専門的な知識を有する人材の育成

市町村の役割

- 公立小中学校における地域の資源を活用した環境学習や、その学習を生か した地域貢献活動の推進等
- ・県の景観まちづくりアドバイザー制度の活用、又は各市町村独自のアドバイザー制度の活用

県民の役割

- ・セミナー等への積極的な参加 ・県又は市町村のアドバイザー制度の活用

事業者の役割

- ・セミナー等への積極的な参加 ・県又は市町村のアドバイザー制度の活用

(3) 美しい宮崎づくり活動団体の登録等

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(美しい宮崎づくり活動団体の登録等)

第23条 県は、県民等による美しい宮崎づくりに関する活動を促進するため、 良好な景観の形成に取り組む団体を美しい宮崎づくり活動団体(以下「活動団体」という。)として登録し、その活動に必要な情報の提供、広報活動への協力、活動団体間の交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

現状と課題

美しい宮崎づくりは、県や市町村の取組はもとより、多くのボランティア団体等の持続的な活動や県民・事業者の積極的な参加によってはじめて県内全域で展開することができます。

現在、既に美しい宮崎づくりに関する様々な取組が行われていますが、このような取組の中には、活動する方の高齢化による人手不足や活動資金不足で活動の継続が難しくなっているものも見受けられます。一方で、美しい宮崎づくりに関心のある県民や事業者に対し、取組に関する情報が届いていないという現状もあります。

このため、取組の内容を多くの方に知らせ、県民や事業者の活動への参加や 団体間の連携につなげていく必要があります。

施策の方向

- ・美しい宮崎づくりに取り組む団体を支える仕組みづくり
- ・県民や事業者の活動への参加促進
- ・ 団体間の連携の促進

【施策4−③】活動団体を支えるための連携と交流の促進

美しい宮崎づくりに取り組む団体やこれから取り組もうとしている団体(NPO法人、自治会などの地縁団体、学校、任意団体など)、あるいはこれらの団体の活動を支援する団体(民間企業、関係業界団体など)を美しい宮崎づくり活動団体(以下「活動団体」という。)として位置付けます。

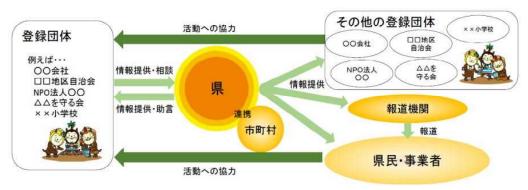
県は、調整役となって、活動団体の活動の内容を多くの方に知らせ、県民 や事業者の活動への参加や活動団体間の連携につなげていくため、活動団体 に対する必要な支援を行います。

ア 美しい宮崎づくり活動団体登録制度による支援

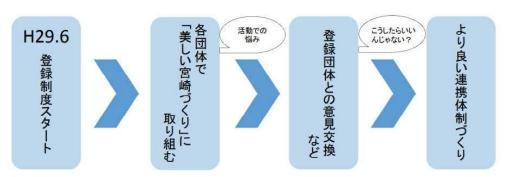
- ・ 美しい宮崎づくり活動団体登録制度を創設し、活動団体を支える仕組みを構築します。(概ね平成32年度まで)
- ・ 美しい宮崎づくり活動団体登録制度について広く周知を図り、美しい宮崎づくりに関する活動を現に行っている団体やこれから行おうと

している団体の登録を促進します。

・ 活動団体に対し、必要な情報の提供や広報活動への支援等を行うと ともに、意見交換会の開催など活動団体間の連携と交流の機会を提供 し、より良い連携体制づくりに取り組みます。



▲美しい宮崎づくり活動団体登録制度の模式図



▲連携体制づくりのイメージ

県の役割

- ・活動団体への情報提供
- ・ホームページやSNS等を活用した活動団体の広報活動への支援 ・活動団体間の連携や交流の促進
- ・活動団体が実施するイベント等に対する県民や事業者の参加促進

市町村の役割

- ・活動団体への情報提供
- ・ホームページやSNS等を活用した活動団体の広報活動への支援 ・活動団体間の連携や交流の促進 ・活動団体が実施するイベント等に対する県民や事業者の参加促進

県民の役割

- ・活動団体による他団体との連携・交流 ・活動への参加や支援 ・活動に係る情報発信

事業者の役割

- ・活動への参加や支援
- ・活動に係る情報発信

主要指標

指標	基準年次 (平成28年度)	短期目標 (平成32年度)	計画年次 (平成38年度) ※暫定値
美しい宮崎づくり活動団体登録 数	_	200	500

(4) 景観形成促進機構の指定等

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(景観形成促進機構の指定等)

- 第24条 知事は、人材の育成その他の美しい宮崎づくりに関する施策を推進するため、市町村及び県民等に対する専門的な知識を有する者の派遣、調査研究その他の良好な景観の形成に必要な活動を行うことができる法人を景観形成促進機構(以下「機構」という。)として指定するものとする。
- 2 県は、機構に対し、その活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

現状と課題

美しい宮崎づくりを推進していくためには、景観行政に携わる職員が景観形成に関する知識を深め、経験を積み重ねていくことが望まれます。

しかしながら、県民のニーズが多様化する中、行政職員にも様々な知識や経験が求められ、景観行政に関する専門的な知識を有する職員を配置することが難しいのが実情です。

一方で、県内では、建築やガーデンデザインなどの専門的な知識を持った人材を有する法人(職能団体等)が、民間レベルで景観まちづくりを実践されています。

今後、美しい宮崎づくりを面的に展開していくためには、このような法人との連携を強化する必要があります。

施策の方向

・専門的な知識を持った人材を有する法人等との連携

【施策4-4】専門的な知識を持った人材を有する法人等との連携

美しい宮崎づくりに関する持続的な普及啓発活動等を推進するため、専門的な知識を有する法人等を景観形成促進機構*¹⁸ として指定し、行政と連携した景観形成に向けた様々な活動を推進します。

ア 景観形成促進機構による景観づくりへの支援の推進

- 様々な分野における景観形成促進機構の指定を進めます。
- ・ 景観形成促進機構の特性を生かしたセミナーや講演会の開催等を支援し、景観づくりを担う人材を育成します。





▲景観形成促進機構による啓発活動

県の役割

- 景観形成促進機構の活動に必要な情報の提供 景観形成促進機構の活動への助言 景観形成促進機構の活動に必要な人材や資金面での支援

市町村の役割

- ・景観形成促進機構又は景観整備機構*19の活動への協力・景観整備機構の指定の推進

県民の役割

・景観形成促進機構が実施する各種事業への関心・理解を深め、参加する

事業者の役割

・景観形成促進機構が実施する各種事業への関心・理解を深め、参加する

(5) 美しい宮崎づくり推進強化月間

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(美しい宮崎づくり推進強化月間)

第25条 県は、美しい宮崎づくりに関する県民等の理解を深めるとともに、 美しい宮崎づくりに関する活動への県民等の参加をより一層促進するため、 毎年11月を美しい宮崎づくり推進強化月間と定める。

現状と課題

県民、事業者の多くは美しい宮崎づくりに関心はあるものの、具体的な行動にまで至っていない方が多いのも実情です。

県民、事業者の積極的な参加による美しい宮崎づくりを推進するためには、 活動への参加意欲を高め、行動を促していく必要があります。

施策の方向

・活動機会の創出

【施策4-⑤】美しい宮崎づくりに関する活動機会の創出

毎年11月の「美しい宮崎づくり推進強化月間」において、啓発活動や美しい宮崎づくりに関する各種イベント等を積極的に展開します。

ア 美しい宮崎づくり推進強化月間(毎年11月)における取組の推進

- 広く県民や事業者に対する普及啓発とともに、美しい宮崎づくり活動団体の活動の促進を目的としたイベントを開催し、県民や事業者による美しい宮崎づくりへの参加を促進します。
- ・ 美しい宮崎づくり活動団体や景観形成促進機構等との連携により、 県民や事業者が美しい宮崎づくりに参加するための機会を創出すると ともに、積極的にその情報を発信し、県民や事業者による美しい宮崎 づくりへの参加を促進します。





▲美しい宮崎づくりにつながる清掃や花植活動の取組

県の役割

- ・美しい宮崎づくりに関する学習や活動する機会の創出 ・美しい宮崎づくりに関する各種イベント等に関する情報提供

市町村の役割

・美しい宮崎づくり推進強化月間におけるイベントの開催

県民の役割

・美しい宮崎づくり推進強化月間における活動機会の創出と参加

事業者の役割

・美しい宮崎づくり推進強化月間における活動機会の創出と参加

【コラム】11月は「美しい宮崎づくり推進強化月間」です

本県では、森林づくり推進月間中であるとともに、県内全域で一斉に 環境美化活動を行う「クリーンアップ宮崎」が実施される11月を「美し い宮崎づくり推進強化月間」と定めました。

期間中は、市町村や団体等との連携のもと、多くの方が美しい宮崎づ くりに参加していただけるよう、積極的に各種イベントを開催していく こととしています。

(参考)

森林づくり推進月間 10月1日~11月30日 クリーンアップ宮崎 11月第2日曜日

(6) 表彰

【美しい宮崎づくり推進条例 (抜粋)】

(表彰)

第26条 知事は、美しい宮崎づくりに関し顕著な功績があったものに対し、 表彰を行うものとする。

現状と課題

県内では、多くの方々の手によって美しい景観が守り、育てられています。 しかしながら、そうした取組を知らない方も多く、中には多くの方の努力に よって磨き上げられた景観が心ない人の行為によって損なわれる事例も見受け られます。

美しい景観を守り、引き継いで行くためには、景観の保全・創出、活用に向けた取組を多くの人に伝え、その価値を知っていただくとともに、優れた取組を点から線へ、線から面へと広げていくことが必要です。

施策の方向

- ・活動に対する正当な評価
- ・優れた取組の普及

【施策4-⑥】表彰の実施

毎年11月の「美しい宮崎づくり推進強化月間」に合わせて、美しい宮崎づくりに顕著な功績があった団体等を表彰することにより、取組の意義や成果を広く周知させるとともに、県内への取組の普及を図ります。

ア 表彰による取組の周知と普及

- ・ これまで行われてきた美しい宮崎づくりに関する様々な表彰制度は 継続しつつ、良好な景観の保全、創出に「活用」という視点を盛り込 んだ新たな表彰制度を創設します。(平成32年度まで)
- 表彰団体の事例発表の場を設けるとともに、その取組をホームページ等を活用して発信します。





▲美しい宮崎づくり知事表彰

県の役割

- ・表彰制度の創設 ・受賞者の取組に関する情報発信

市町村の役割

- ・表彰対象事例の掘り起こし ・表彰制度に関する周知への協力 ・独自の表彰制度の創設

県民の役割

・表彰団体の取組を参考とした取組の実施

事業者の役割

・表彰団体の取組を参考とした取組の実施